

埼玉県第4種少年サッカー連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この連盟は、埼玉県第4種少年サッカー連盟と称する。

(事務所)

第2条 この連盟の事務所は、会長の定めるところに置く。

第2章 目 的

(目 的)

第3条 この連盟は、公益財団法人埼玉県サッカー協会の統制のもと、小学生以下及びその指導者を対象に、サッカーの普及・振興・強化をはかり、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 少年サッカーの技術研究、指導者養成に関すること
- (2) 少年サッカーの環境整備に関すること
- (3) 埼玉県スポーツ少年団サッカー部会の業務で、この連盟の目的達成に必要な事業に関すること
- (4) 各種大会の開催に関すること
- (5) 県を代表する選手並びに役員を選出に関すること
- (6) この連盟が主催・主管する大会の公式記録の作成及び広報に関すること
- (7) 国内外との少年サッカーの交流に対してのサービスに関すること
- (8) その他、この連盟の目的達成に必要な事業に関すること

第4章 構 成

(構 成)

第5条 埼玉県に本拠地を置き、公益財団法人日本サッカー協会第4種に登録している団体で、この連盟の目的に賛同し、第17条に定める連盟費を納入したチーム（以下、「加盟チーム」という。）をもって構成する。

(地区協議会)

第6条 加盟チームは、次の区分により地区協議会に所属するものとする。

(1) 東部地区協議会

春日部市 加須市 行田市 久喜市 越谷市 幸手市 白岡市 草加市
蓮田市 羽生市 三郷市 八潮市 吉川市 杉戸町 松伏町 宮代町

(2) 西部地区協議会

入間市 川越市 坂戸市 狭山市 鶴ヶ島市 所沢市 飯能市
東松山市 日高市 富士見市 ふじみ野市 小川町 越生町 川島町
ときがわ町 滑川町 鳩山町 三芳町 毛呂山町 吉見町 嵐山町

(3) 南部地区協議会

さいたま市 上尾市 朝霞市 桶川市 川口市 北本市 鴻巣市
志木市 戸田市 新座市 和光市 蕨市 伊奈町

(4) 北部地区協議会

熊谷市 秩父市 深谷市 本庄市 小鹿野町 神川町 上里町 長瀨町
美里町 皆野町 横瀬町 寄居町 東秩父村

第 5 章 役員及び評議員

(役員)

第 7 条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
(うち会長、副会長、理事長及び副理事長各1名)
- (2) 監事 2名

(役員を選出)

第 8 条 前条に定める役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、各地区からの推薦を受け、理事会において選出する。ただし、この連盟の事業を円滑に推進するため必要と認める場合は、会長が学識経験者の中から適任者を推薦し、理事会において選出することができる。
- (2) 監事は、東部・南部地区と西部・北部地区から任期ごと交互に推薦される。
- (3) 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選により選出する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この連盟を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの連盟の業務を総括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (5) 理事は、この連盟の業務を執行するとともに、専門委員会に所属し、各分野の事業を遂行する。
- (6) 監事は、この連盟の会計を監査し、監査報告を行う。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員を辞するとき、理事会の承認を得なければならない。
- 3 任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

- 第11条 この連盟に評議員を置く。
- 2 評議員は、さいたま市から2名、その他の市・郡から1名の推薦を受ける。
 - 3 評議員は、前条の規定を準用する。

第6章 顧問

(顧問)

- 第12条 この連盟に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この連盟に功労のあった者の中から、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

第7章 会議

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び予算に関する事
 - (3) 事業報告及び決算の承認に関する事
 - (4) 役員承認に関する事
 - (5) その他必要と認められる事項に関する事
 - 3 評議員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に評議員会を開催することができる。
 - 4 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。
 - 5 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した評議員は出席したものとみなす。
 - 6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、この連盟の事業の具体的事項について審議・議決し、執行するとともに、評議員会に提出する事項について審議する。
 - 3 理事会は、会長が必要に応じ開催し、議長は、会長とする。
 - 4 理事会は、理事の2分の1以上の出席によって成立する。
 - 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代表委員会)

第15条 代表委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び別に定める所要の理事をもって構成する。

2 代表委員会は、この連盟の事業の全般計画、緊急の事項及び理事会に提出する事項について審議する。

3 代表委員会は、会長が必要に応じ開催する。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第16条 この連盟に、事業を円滑に推進するため次の専門委員会を置く。

(1) 総務委員会

(2) 競技委員会

(3) 技術委員会

(4) 審判委員会

(5) キッズ委員会

(6) 財務委員会

(7) 広報委員会

(8) フェアプレー・規律委員会

2 審判委員会及びキッズ委員会を除く専門委員会の委員は、第7条に定める理事で構成する。

第9章 会計

(経費)

第17条 この連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 連盟費

(2) 公益財団法人埼玉県サッカー協会助成金

(3) その他の収入

2 前項に定める連盟費は年額3,000円とし、加盟チームは登録費と同時に納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 補則

(規程)

第19条 この規約に定めるもののほか、この連盟の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成10年6月20日から改正、施行する。
- 3 この規約は、平成17年6月25日から改正、施行する。
- 4 この規約は、平成18年6月24日から改正、施行する。
- 5 この規約は、平成19年6月23日から改正、施行する。
ただし、第4条第3号及び第5条については、平成19年6月23日から試行し、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成21年6月28日から改正、施行する。
- 7 この規約は、平成22年6月26日から改正、施行する。
ただし、第6条第1号は平成22年3月23日から、第17条第2項については平成23年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成23年6月24日から改正、施行する。
- 9 この規約は、平成26年6月28日から改正、施行する。